

○「埼玉県教育局等職員旧姓使用取扱要綱」の一部改正について

(原文横書)

平成二十年十二月二十六日教総第一二〇二号
教育長通知

最終改正 令和三年三月三十一日

職員の旧姓使用については「埼玉県教育局等職員旧姓使用取扱要綱」に基づき、取り扱われているところでは、このたび、総務事務システムの第二次稼働に伴い、別紙のとおり「埼玉県教育局職員旧姓使用取扱要綱」を改正しましたので、所属職員に周知するとともに、下記事項に留意して要綱の適正な運用について十分な御配慮をお願いいたします。

なお、この要綱の改正に伴い、「埼玉県教育局等職員旧姓使用取扱要綱」の制定について（平成九年九月二日教総第三〇五号教育長通知）は、平成二十年十二月三十一日限りで廃止します。

記

1 要綱第三条の「旧姓を使用できる文書等」に明記しているもの以外は、戸籍上の氏（本姓）とする。具体的には次のとおりである。

指標	文書等の例
1 職員の身分に関するもの	1) 服務の宣誓書 2) 職員証 3) 退職願 4) 職員団体専従許可願 5) 育児休業等に関する様式 6) 人事異動及び昇給等の発令書
2 法令等に基づく公権力の行使に関するもの	公権力の行使に関する文書等 (例…施設の利用許可)
3 給与に関するもの	給与明細書
4 職員の権利・義務に係るもので、県以外の団体に提出するもの	1) 共済及び互助会関係事務 ・ 共済組合員証 ・ 給付に関する様式 2) 税額の算定等に関するもの ・ 年末調整に関する様式 3) 公務災害補償等に関するもの ・ 公務災害補償に関する様式
5 私人との間に法律上の関係を発生させるもの	契約に関する様式

- 2 要綱第三条の「旧姓を使用できる文書等」には明記していないが、職場での呼称及び名刺への使用についても旧姓を使用することができるものであること。
 - 3 旧姓の使用に関して疑義があるときは、教育局教育総務部総務課に協議すること。
-

埼玉県教育局等職員旧姓使用取扱要綱

平成九年九月二日教育長決裁

最終改正 令和三年三月三十一日

(趣旨)

第一条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(承認)

第二条 職員は、教育長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。

（旧姓を使用できる文書等）

第三条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、次に掲げるものとする。

- 一 職員録
- 二 座席表
- 三 回覧用紙
- 四 事務分掌表
- 五 名札
- 六 削除
- 七 休暇簿（服務規程様式第七号）、介護休暇簿（服務規程様式第八号）及び出勤届（服務規程様式第十一号）
- 八 職務専念義務免除願簿（服務規程様式第十四号）及び職務専念義務免除願（服務規程様式第十五号及び様式第十六号）
- 九 営利企業等従事許可願（服務規程様式第十七号）及び兼職兼業承認願（服務規程様式第十八号）
- 十 欠勤届（服務規程様式第二十号）
- 十一 秘密事項発表許可願（服務規程様式第二十二号）
- 十二 復命書（服務規程様式第二十三号）
- 十三 休日・時間外勤務命令簿（服務規程様式第二十四号）
- 十四 事務引継書（服務規程様式第二十六号）
- 十五 週休日振替簿及び代休日指定簿
- 十六 旅行命令簿
- 十七 起案文書（起案者、回議、文書審査、決裁の押印又はサイン）

十八 支出負担行為決議書（回議、合議、決裁の押印）及び支出命令書（回議、合議、決裁の押印）

十九 検査調査書（埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）様式第三十八号）及び検査調査書を省略した場合の「検査済」の表示

二十 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で所属長が認めるもの

2 前項第十三号の休日・時間外勤務命令簿及び前項第十六号の旅行命令簿においては、氏名欄に戸籍上の氏を併記するものとする。

（旧姓使用の申請）

第四条 職員は、第二条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、服務規程第四条第二項に基づく身上記録の変更の報告の際に、総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。以下同じ。）により教育局教育総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に申請しなければならない。ただし、これにより難い場合は、様式第一号の旧姓使用願を所属長を経て総務課長へ提出することができる。

（承認の通知）

第五条 教育長は、旧姓の使用を承認したときは、総務事務システムにより速やかに職員に通知しなければならない。ただし、これにより難い場合は、様式第二号の旧姓使用承認通知書により、速やかに所属長を経て当該職員に通知するものとする。

（他の任命権者で承認を受けた者の扱い）

第六条 知事、県議会議員、公営企業管理者、病院事業管理者、代表監査委員又は人事委員会から旧姓の使用を承認された職員については、教育長が承認したものとみなし、第四条及び第五条の規定による手続を省略することができる。

（旧姓使用の中止）

第七条 教育長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、総務事務システムにより総務課長に届出なければならない。ただし、これにより難い場合は、様式第三号の旧姓使用中止届を所属長を経て総務課長に提出することができる。

（責務）

第八条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。

2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に県民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

（委任）

第九条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 一 この要綱は、平成九年九月三日から施行する。
- 二 この要綱は、令和三年三月三十一日から施行する。

(以下略)